

勝山市総合行政審議会設置条例

(目的及び設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、市民生活の安定と福祉向上を目的に勝山市総合計画に関する事項及び勝山市の重要事項について市長の諮問に応じるほか、勝山市の行財政及び市民意識の動向について市長に建議するため、勝山市総合行政審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会は、市長が委嘱した15人以内の委員をもって構成し、その任期は2年とする。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、その座長となる。

2 審議会は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求めて、その説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 審議会の事務局は、勝山市役所内に置く。

(会議の結果の措置)

第6条 審議会は、市長からの諮問事項その他の事項について審議し、決定したときは、速やかに市長に答申又は建議しなければならない。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は市長が定める。